

京都市契約事務規則の一部を改正する規則を公布する。

平成19年12月28日

京都市長 柘 本 頼 兼

京都市規則第59号

京都市契約事務規則の一部を改正する規則

京都市契約事務規則の一部を次のように改正する。

第7条の2第2項第1号中「又は社債等登録法」及び「又は登録済証」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成20年1月4日から施行する。

(経過措置)

2 証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律附則第3条に規定する登録社債等については、この規則による改正前の京都市契約事務規則第7条の2第2項第1号の規定は、なおその効力を有する。

(理財局財務部調度課)